

<入札情報>

入 札 公 告

次の通り一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1)施設名称:所沢聖地霊園 大礼拝堂改修電気設備工事
- (2)工事期間:2026年10月20日から2027年2月28日
- (3)設計図書:大礼拝堂改修電気設備工事設計書及び工事設計図面
※詳細は埼玉県建築工事实務要覧(令和8年版)及び公共建築工事標準仕様書(電気設備工事)
参照の事

2. 入札に参加する者の資格に関する事項

次の①～④に該当する者は入札に参加することができない

- ①公益財団法人所沢聖地霊園契約事務規程総則第5条に該当する者
- ②公益財団法人所沢聖地霊園契約事務規程総則第7条に該当する者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に
規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- ④埼玉県、東京都に本社・支店及び主たる営業所がない者

3. 入札執行の場所及び日時

- (1)入札場所: 埼玉県所沢市北原町980番地
公益財団法人 所沢聖地霊園 管理事務所
担 当:業務管理課 鈴木

- (2)入札日時:2026年10月15日(木)11時00分

4. 入札保証金に関する事項

免除する

5. その他必要な事項

- (1)大礼拝堂改修電気設備工事設計書(別添資料参照の事)
- (2)大礼拝堂改修電気設備工事設計図面(別添資料参照の事)
- (3)上記内容について質問がございましたら2026年10月9日(金)まで下記に連絡してください。
業務管理 鈴木 04-2993-5411

2026年10月 1日
公益財団法人 所沢聖地霊園

< 参考資料 >

公益財団法人 所沢聖地霊園 契約事務規程総則 抜粋

(契約の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められる事項があった者は、その事実のあった日又はその処分のあった日から起算して2年間、入札者又は契約者となることができない。
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1)この法人との契約の履行に当たり、契約に違反し、かつ、契約の相手方として不適当であると認められる者
- (2)この法人の入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3)落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4)正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (5)国及び地方自治体において指名停止措置を受けている者
- (6)その他、この法人との入札又は契約において不法行為のあった者

(契約の方法)

第6条 売買、賃借、請負、業務委託その他の契約は、公募型競争入札、プロポーザル方式及び随意契約のいずれかの方法により締結するものとする

(欠格事由)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由のある場合を除くほか、この法人と契約することはできない、契約者を代理人として使用する者についても同様とする

- (1)当該契約を締結をする能力を有しない者
- (2)破産者で復権を得ない者

2 前項によるほか、契約の相手方が埼玉県暴力団排除条例(平成23年3月埼玉県条例39号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、第3条第2項に規定する暴力団関係者と密接な関係を有すると認められる者ならびに第19条第1項、第2項又は第3項に違反している事実がある者